

## マスター消費生活アドバイザーについてのFAQ

Q：マスター消費生活アドバイザーに認定されるには？

A：次の要件をすべて満たす方の申請により、日本産業協会が認定いたします。

- ・消費生活アドバイザー有資格者
- ・5年以上の社会人経験（うち、顧客関連業務（営業・商品開発等を含む）に1年以上の従事経験）がある者
- ・指定大学院の所定の科目を履修し、その大学院を修了した者

なお、申請受付は、2022年度以降を予定しています。

Q：日本産業協会が指定する大学院とはどこか？

A：「消費者政策」「消費者志向経営」など、消費者に関連した専門性を深めることを目的とした所定のコースがある大学院からの申請を受けて、日本産業協会が指定を行います。現時点では未定ですが、指定後は速やかにHPに公表いたします。

Q：マスター消費生活アドバイザーは、消費生活アドバイザーの上位資格なのか？

A：消費生活アドバイザーの皆様が指定大学院で更に知識を修得したという証明であり、いわば付加価値の付与です。したがって消費生活アドバイザーの上位の資格ということではありません。

Q：マスター消費生活アドバイザーになると就労支援が受けられるのか？

A：2019年4月に消費者庁の懇談会から出された「消費者政策推進のための専門人材の育成・確保に関する懇談会報告書」において、「消費者庁は、行政及び企業がそれぞれのニーズに応じて、消費者政策に係る学位取得者や資格取得者を積極的に登用する環境作りを、他省庁と連携しつつ、行うべきである。」と提言されていますが、今のところ具体的に決定していることはないと認識しています。

なお、日本産業協会が個々の企業や省庁等に対して、マスター消費生活アドバイザーの個別就労あっせんを行うことはありません。

Q：顧客関連業務とは具体的にどのような業務が含まれるのか？

A：次のような業務が含まれます。

- ・消費者に直接対応している部門（相談室・コールセンター等）の業務
- ・消費者向け広報や営業に関する部門の業務
- ・消費者関連製品の開発・企画に関する部門の業務

Q：認定の際に別途、試験や面接があるのか？

A：認定要件を満たしているか否かについて書類審査を行います。

試験や面接は行いません。

Q：申請費用は必要ですか？

A：認定にかかる実費相当額を想定しています。（正式な金額は未定）

Q：マスター消費生活アドバイザーの資格証はありますか？

A：資格証の発行を予定しています。

Q：マスター消費生活アドバイザーに、有効期限はありますか？

A：マスター消費生活アドバイザー資格の有効期限は、申請時点の消費生活アドバイザー資格の有効期限までとなります。消費生活アドバイザー資格の有効期限の更新を行うことにより、マスター消費生活アドバイザー資格の有効期限も同様に延長されます。